

拙速に陥ることなく充実した審理をすることを求める要請書

名古屋高等裁判所民事第2部 御中

私は、朝鮮学校の生徒たちを高校無償化から排除した国の行為を許せず、朝鮮学校の生徒たちが国を訴えた裁判（貴庁平成30年（ネ）第457号）を支援しています。

原審である名古屋地方裁判所は、国が政治外交上の理由から無償化の根拠規定を削除したことを認めておきながら、国の理屈を採用し、朝鮮学校の生徒たちの訴えを認めませんでした。原判決は、国の差別行為を追認し、長期間の審理の成果も無視するものでした。私は、このような判決を絶対に許すことができません。

控訴審である貴裁判所では、原判決がほとんど審理せず採用した国の理屈の内実を、十分に審理し、そして、不当な事実認定を行った事柄について証人尋問を実施し、真実を明らかにすることが必要です。しかしながら、貴裁判所は訴訟の進行を急ぎ、充実した審理を行うことなく、拙速に陥ろうとしています。私は、そのような不当な訴訟指揮を絶対に認めることができません。

裁判所は、その職責を果たし、朝鮮学校の生徒・卒業生・在日朝鮮人の人権保障を実現するため、充実した審理をすることを強く求めます。

2019年 月 日

氏名

住所